

八戸市農業委員会6月総会議事録

日時：令和2年6月10日（水）午後1時55分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

出席委員

農業委員 18名中 18名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 21名中 20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 ー	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 欠	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農政GL）村上 司、農地GL 川名 雅之、
主幹 才勝 司、主査 菅原 理恵、技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

松橋事務局長

それでは、御案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。

本日は、清川新一推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

暑熱順化という言葉を見て、何のことかなと思ったら、身体がまだ暑さに慣れていない時期にこんなに暑くなると体調を壊すということだそうです。急にこのような30度以上の気温になると皆さんもお疲れのことと思いますが、憲章を元気良く唱和しましょう。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、大変お忙しい中御出席くださりましてありがとうございます。4月と5月の総会を新型コロナウイルス感染対策として、限られた人数で開催いたしましたが、今月からは通常どおり行うことにいたしました。これからも状況を観ながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。また、今月に入り暑い日が続いております。コロナ対策と合わせて熱中症対策を取りながら体調等に気を付けて農作業に励んでいただきたいと思います。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、3番 木村 武美 委員、7番 谷地 秀典 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 27 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

赤坂（力）委員

赤坂から報告いたします。去る 5 月 28 日、松橋農業委員と市庁別館 2 階会議室 C において、番号 12 番、14 番、15 番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 12 番

番号 12 番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計

画は、長いも、ごぼうです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、父からトラクター1台、知人からトレンチャー、掘取機、軽トラック各1台を借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

金谷委員

金谷から報告いたします。去る5月28日、内沢農業委員と市庁別館2階会議室Cにおいて、番号13番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条13番

この案件は、受人が、その運営する社会福祉施設の利用者に対して、自然と触れ合い、作物の成長を楽しみ、収穫、加工、販売し、自分自身の作業収益を得る喜びを知ってもらうための活動を行うことを目的に農地を取得するものです。

法人は、通常、農地所有適格法人の要件を満たす場合しか農地を取得できないこととなっておりますが、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人は、要件を満たせば、農地を取得できることとなっております。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、渡人は受人である法人の役員です。態様別は売買です。申請理由は、受人は社会福祉施設利用者活動のため、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、梅の栽培です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は5km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化なし。休耕地・山林地あり。法人としての農業経験は23年前から行っており、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農地の管理は、主に法人の職員が従事するとのことです。収穫等については、施設利用者60人で行うとのことです。農機具保有状況について、

農機具の保有はございませんが、トラクター、草刈機各1台を渡人から借用する
そうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え
ます。

赤坂（力）委員

再び、赤坂から報告いたします。

3条14番、15番

番号14番と番号15番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、番号14番、15番どちらも両者ともに本人が出席しました。両者の
関係は、14番は親子、15番は親戚です。14番の態様別は贈与で、申請理由は農
業後継者への生前一括贈与です。15番の態様別は3年間の使用貸借で、申請理
由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けは、14番、15
番ともにありません。申請地における受人の作付計画は、14番は水稻、15番は
カボチャです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。
14番は、通作距離3kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、
宅地化なし、休耕地・山林地なしです。15番は、通作距離は5kmで、耕作道あ
り、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。
農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。
世帯員は男1人、女2人で、うち兼業者は男1人、女1人です。農機具保
有状況は、トラクター1台、草刈機1台を所有しており、田植機、コンバイン各
1台を知人から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え
ます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第28号、令和2年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

深堀技師

事務局の深堀から、議案第28号、令和2年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。総会資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借8件、使用貸借2件の計10件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手7名、貸し手10名で、利用権設定面積は105,168㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年9か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、いちごを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間20,000円でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年間使用貸借するものでございます。

利用集積4番、5番

番号4番と番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号4番は10年9か月間使用貸借、番号5番は10年9か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、もみ30kg6袋でございます。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、長いも、大根を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間600,000円でございます。

番号7番から番号10番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積7番、8番

番号7番と番号8番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,600円でございます。

利用集積9番、
10番

番号9番と番号10番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、番号9番は5年間、番号10番は10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,500円でございます。

公告年月日は、令和2年6月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第29号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

深堀技師

それでは、事務局から説明願います。

事務局の深堀から、議案第 29 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 13 件となっております。借り手の人数につきましては 3 名で、利用権設定面積は 63,886 m²でございます。左側の欄の借り手、利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

番号 1 番は、転貸の期間中に合意解約が成立したため、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、1 年 9 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画 2 番

～12 番

番号 2 番から番号 12 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、転貸の期間が満了し、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、継続して同じ借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,500 円でございます。

配分計画 13 番

番号 13 番は、転貸の期間が満了し、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃

借料につきましては、10 a 当たり年間 7,000 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

松橋委員

松橋から報告します。去る 5 月 28 日、内沢委員と市庁別館 2 階会議室 C において、番号 14 番を調査してまいりました。

資料 9 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 14番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和2年7月10日から令和2年10月20日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地を砂利敷きし、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約700mに位置し、宅地、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張は、不許可の例外となっているためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

内沢委員

内沢から報告します。去る5月28日、松橋委員と市庁別館2階会議室Cにおいて、番号15番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 15番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、住宅1棟、物置2棟建築です。実施計画は、令和2年7月27日から令和2年12月25日。資金調達計画は、借入資金及び、妻からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが、事前相談済み。埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部を砂利敷きし、申請地北側に擁壁を設置します。また、排水については、浄化槽と浸透柵を設置します。立地条件は、八戸市立三条中学校から北西側約300mに位置し、宅地、畑に囲まれ、水路を介在して、市道に接続しています。なお、水路の上を通路として利用することについては、関係機関と事前相談済みです。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

次に、日程第 6、議案第 31 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

菅原主査

それでは、事務局菅原より説明いたします。

まず、相続税の納税猶予に係る特例農地とは、農地を相続した場合、税務署で所定の手続きをとりますと、相続税の納税が猶予されることになっており、そのような納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、猶予されていた相続税の納税が免除されます。ただし、税制改正により、平成 21 年 12 月 15 日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地については、20 年営農継続による免除は廃止され、終身農地利用が必要となりま

した。また、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が特定貸付を行った場合も改正法が適用され、市街化区域外の全ての農地が終身農地利用になります。今回は、平成 12 年に特例を受けてから 20 年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況を確認し、利用状況確認書を提出するよう、八戸税務署長から求められたものです。なお、対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、別冊の議案第 31 号関係資料を御覧ください。1 ページですが、今回の確認対象者は 2 名となっております。2 ページ以降が、利用状況確認書になります。対象者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっております。また、地目等及び面積欄の申告時は税務署が管理しているもの、現在は農地台帳上の数字を記載しております。利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の自ら所有し、自ら農地等として使用しているに分類し、保全管理中や草地、荒れ地などであれば 2 番の自ら農地等として使用していないに分類しております。右端の税務署整理欄には、現地確認をしたものは有と記載しております。

それでは、1 番の方の利用状況を説明いたします。一連番号 1 番は保全管理中、2 番は野菜を作付け、3 番から 5 番までは保全管理中、6 番から 10 番までは野菜を作付け、11 番は耕起されておりました。なお、所在地であります大字河原木字中島と大字河原木字八太郎は住居表示変更により、それぞれ八太郎一丁目及び三丁目となっております。

次に、2 番の方の利用状況を説明いたしますので、4 ページを御覧ください。一連番号 1 番と 2 番は野菜を作付け、3 番から 5 番までは耕起、6 番は野菜を作付けしておりました。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認する

もので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第24号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の5月分でございます。

資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等52番

～61番

今回の届出は、資料11ページ番号52番から資料14ページ番号61番までの計10件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8

次に、日程第8、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地

会長

転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

才勝主幹

事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の撤回願の5月分でございます。

資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

撤回願2番

番号2番、撤回理由は譲受人追加のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を譲渡人及び譲受人に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9、 日程第10 会長	次に、日程第9、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第27号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
才勝主幹	事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の5月分でございます。 まず、4条につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条10番	番号10番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条50番、51番	番号50番、番号51番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条52番	番号52番、転用目的は駐車場でございます。 次ページをお開き願います。
5条53番～55番	番号53番、番号54番、番号55番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条56番	番号56番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条57番	番号57番、転用目的は宅地分譲でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 11 会長 次に、日程第 11、報告第 28 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

寺地主事 事務局寺地から、御報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 3 番 番号 3 番につきましては、残存小作に係る賃貸借の合意解約で、補償等はありませんとなっております。

通知年月日は、令和 2 年 6 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 35 分)